

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第58号（令和8年5月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

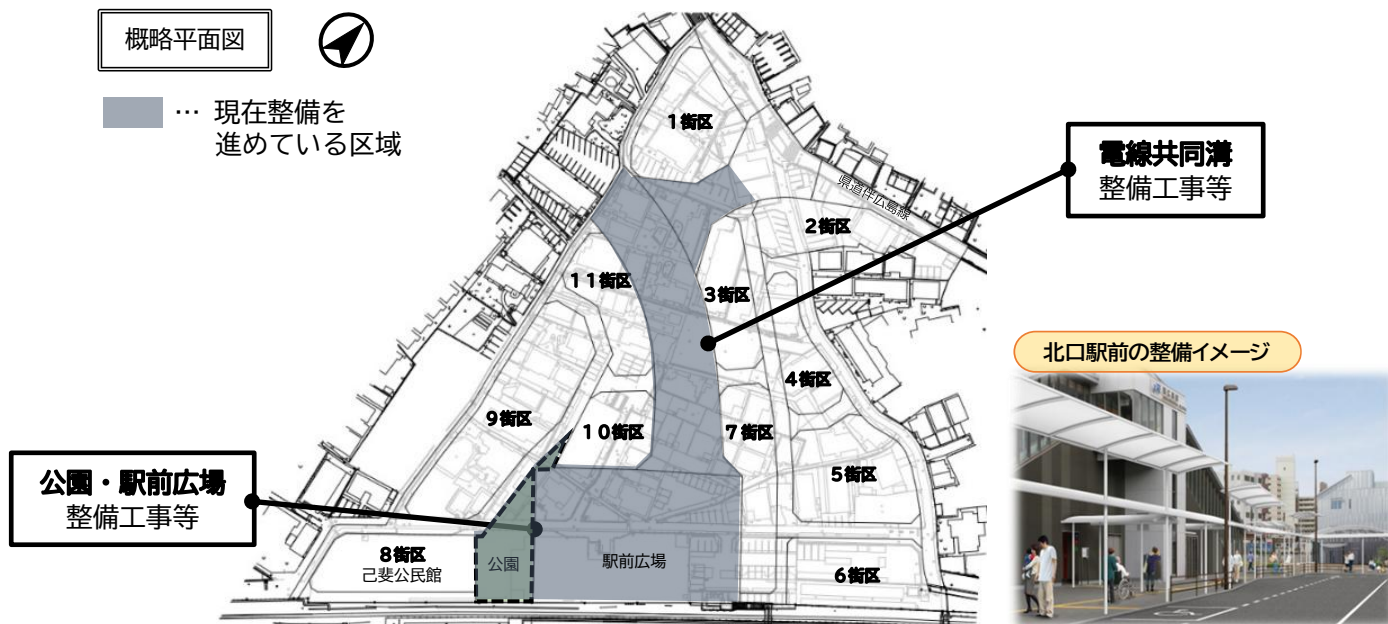
■ 令和8年度の工事のスケジュールについて

昨年度末に2・3ブロックの宅地整備工事が無事完了し、すべての仮換地（一部市有地を除く）において、使用収益を開始することができました。皆様には、多大なるご理解とご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

今年度は、駅前広場や電線共同溝の整備工事を引き続き進めていきます。また、公園の舗装のカラー化工事を9月頃行う予定です。詳細は、町内会の回覧等にて改めてご案内いたします。

なお、工事の進捗に伴い通行可能な道路が変更となる場合がありますが、案内看板設置等でお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

ご不便をおかけしますが、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



■ 第14回西広島駅北口土地区画整理審議会の開催について

権利者からの申出により手続きを行った、仮換地指定の軽微な変更について報告するため、次のとおり審議会を開催しますのでお知らせします。

1 開催日時

令和8年 6月 3日（水曜日） 午後4時00分から

2 開催場所

西区福島町二丁目2番1号 西区役所 4階 研修室

3 会議の議題

(1) 報告事項

仮換地指定の軽微な変更について【非公開】

4 傍聴について

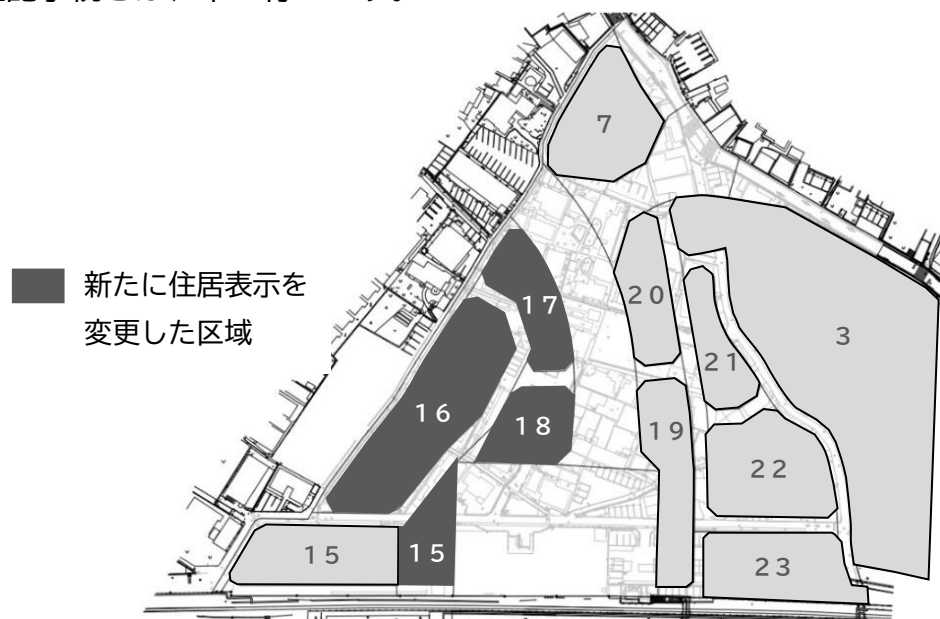
今回の議題の内容が、個人に関する情報となるため、個人情報保護の観点から非公開での開催となります。このため、当日の会議は傍聴ができないことを、予めご了承ください。

■ 住居表示が変わりました

4月1日より、仮換地の使用収益開始に伴い、下図のとおり住居表示が変更されました。これにより、すべての街区に新たな住居番号が割り振られています。

※ 地番は、現行の地番が引き継がれず、換地処分の際に新しく割り振られます。

※ 登記手続きは、市が行います。



区画整理事業区域内で工事を予定される皆様へ

仮換地をご利用いただいている期間は、換地処分前のため、土地内で工事を行う際には施行者（広島市）の「第76条許可」が必要です。

建物新築はもちろん、外構工事など簡易的な工事でも許可が必要となる場合がありますので、計画段階で必ずご相談ください。

一度申請した内容に含まれていない工事を施工する場合は、その都度申請が必要です。

申請は区画整理事務所へご提出ください（手数料無料）。

申請様式は、広島市ホームページの ページ番号 1030982 または「西広島駅北口地区 お知らせ」>「建築行為等の許可申請書」 からダウンロードできます。

検索 ページ番号 1030982 西広島駅北口地区 お知らせ

●許可が必要となる工事の例

- ・建物の新築・増築・改築・移転・除去
- ・外構工事（物置、フェンス、ブロック塀、舗装など）
- ・盛土・掘削など土地の形状を変える工事
- ・コンテナ、資材置き場、重量物の設置 など

連絡先 広島市 都市整備局 西広島駅北口地区区画整理事務所

工事や換地に関する担当：古江、田和 電話番号：082-532-5122

審議会に関する担当：船田、高田 Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp

連絡先 広島市 西区役所 地域起こし推進課

住居表示に関すること 電話番号：082-532-0927